

議案第 28 号

飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について

飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市スポーツ施設の廃止等に伴う改正

飛驒市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

飛驒市スポーツ施設条例（平成17年飛驒市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係）

名称		位置	休場日	休場期間	使用時間	使用料
飛驒市古川トレーニングセンター		飛驒市古川町沼町233番地1	無休	12月29日から翌年の1月31日まで	午前8時から午後10時まで	飛驒市使用料徴収条例（平成16年飛驒市条例第70号）による
飛驒市古川町森林公園	運動場	飛驒市古川町信包733番地1	無休	12月1日から翌年の3月31日まで	午前6時から午後10時まで	飛驒市使用料徴収条例による
	キャンプ場					
	林間広場テニスコート					
	サイクリングロード	起点 飛驒市古川町信包180番地先 終点 飛驒市古川町上野77番地1先	無休	12月1日から翌年の3月31日まで	規定なし	無料
飛驒市サン・	野球場	飛驒市古川町下野1322番地	無休	12月1日から翌年	午前6時から午後	飛驒市使用料徴収条例による

スポーツ ツラン		2		の 3 月 31 日まで	10時まで	
ドふる かわ	ミーテ ィング ルーム	飛驒市古川町 下野 1322 番地 2	無休	12月 1 日 から翌年 の 3 月 31 日まで	午前 6 時 から午後 10時まで	飛驒市使用料徴 収条例による
	グラウ ンドゴ ルフ場	飛驒市古川町 下野 1322 番地 2	無休	12月 1 日 から翌年 の 3 月 31 日まで	午前 6 時 から午後 5時まで	飛驒市使用料徴 収条例による
飛驒市増島兄 童公園グラウ ンド		飛驒市古川町 貴船町 15 番地 4	無休	12月 1 日 から翌年 の 3 月 31 日まで	午前 6 時 から午後 10時まで	飛驒市使用料徴 収条例による
飛驒市杉崎公 園グラウンド		飛驒市古川町 杉崎 3641 番地 1	無休	12月 1 日 から翌年 の 3 月 31 日まで	午前 6 時 から午後 10時まで	飛驒市使用料徴 収条例による
飛驒市黒内屋 内運動場		飛驒市古川町 黒内 1419 番地 1	無休	12月 29 日 から翌年 の 1 月 3 日まで	午前 8 時 から午後 10時まで	飛驒市使用料徴 収条例による
飛驒市杉崎ゲ ートボール場		飛驒市古川町 杉崎 621 番地 2	無休	12月 1 日 から翌年 の 3 月 31 日まで	午前 6 時 から午後 5時まで	飛驒市使用料徴 収条例による
飛驒市元田体 育館		飛驒市河合町 元田 11 番地 4	無休	12月 29 日 から翌年 の 1 月 3 日まで	午前 8 時 から午後 10時まで	飛驒市使用料徴 収条例による
飛驒市角川体		飛驒市河合町	無休	12月 1 日	午前 8 時	飛驒市使用料徴

育館	角川974番地 2		から翌年 の 3 月 31 日まで	から午後 10時まで	収条例による
飛驒市稲越健 康管理センタ ー	飛驒市河合町 稲越2919番地	無休	12月29日 から翌年 の 1 月 3 日まで	午前 8 時 から午後 10時まで	飛驒市使用料徴 収条例による
飛驒市角川屋 内運動場	飛驒市河合町 角川351番地 1	無休	12月29日 から翌年 の 1 月 3 日まで	午前 8 時 から午後 10時まで	飛驒市使用料徴 収条例による
飛驒市稲越運 動広場	飛驒市河合町 稲越2922番地	無休	12月 1 日 から翌年 の 3 月 31 日まで	午前 6 時 から午後 10時まで	飛驒市使用料徴 収条例による
飛驒市羽根運 動広場	飛驒市河合町 上ヶ島115番地 2	無休	12月 1 日 から翌年 の 3 月 31 日まで	午前 6 時 から午後 5 時まで	飛驒市使用料徴 収条例による
飛驒市元田運 動広場	飛驒市河合町 元田 2 番地 6	無休	12月 1 日 から翌年 の 3 月 31 日まで	午前 6 時 から午後 10時まで	飛驒市使用料徴 収条例による
飛驒市角川グ ラウンド	飛驒市河合町 角川974番地 2	無休	12月 1 日 から翌年 の 3 月 31 日まで	午前 6 時 から午後 5 時まで	飛驒市使用料徴 収条例による
飛驒市多目的 宮川スグラウ ポーツンド 公園施	飛驒市宮川町 西忍415番地 1	無休	12月 1 日 から翌年 の 3 月 31 日まで	午前 6 時 から午後 10時まで	飛驒市使用料徴 収条例による

設	テニス コート	飛驒市宮川町 西忍415番地 1	無休	12月 1 日 から翌年 の 3 月 31 日まで	午前 6 時 から午後 5 時まで	飛驒市使用料徴 収条例による
飛驒市宮川ア リーナ		飛驒市宮川町 西忍1004番地	無休	12月 29 日 から翌年 の 1 月 3 日まで	午前 8 時 から午後 10時まで	飛驒市使用料徴 収条例による
飛驒市坂下体 育館		飛驒市宮川町 桑野61番地	無休	12月 29 日 から翌年 の 1 月 3 日まで	午前 8 時 から午後 10時まで	飛驒市使用料徴 収条例による
飛驒市坂下グ ラウンド		飛驒市宮川町 桑野61番地	無休	12月 1 日 から翌年 の 3 月 31 日まで	午前 6 時 から午後 5 時まで	飛驒市使用料徴 収条例による
飛驒市Eボー ト施設		飛驒市宮川町 林578番地 1	無休	12月 1 日 から翌年 の 3 月 31 日まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	無料
飛驒市大無雁 広場		飛驒市宮川町 大無雁 71 番地 3	無休	12月 1 日 から翌年 の 3 月 31 日まで	午前 6 時 から午後 5 時まで	飛驒市使用料徴 収条例による
飛驒市種蔵広 場		飛驒市宮川町 巢之内 66 番地 1	無休	12月 1 日 から翌年 の 3 月 31 日まで	午前 6 時 から午後 5 時まで	飛驒市使用料徴 収条例による
飛驒市サン・ ビレッジ神岡		飛驒市神岡町 麻生野 280 番地 1	無休	12月 29 日 から翌年 の 1 月 3 日まで	午前 8 時 から午後 10時まで	飛驒市使用料徴 収条例による

			日まで		
飛驒市桜ヶ丘 体育館	飛驒市神岡町 桜ヶ丘 1 番地	無休	12月29日 から翌年 の 1 月 3 日まで	午前 8 時 から午後 10時まで	飛驒市使用料徴 収条例による
飛驒市釜崎社 会体育館	飛驒市神岡町 釜崎836番地 1	無休	12月29日 から翌年 の 1 月 3 日まで	午前 8 時 から午後 10時まで	飛驒市使用料徴 収条例による
飛驒市釜崎屋 内ゲートボー ル場	飛驒市神岡町 釜崎374番地 1	無休	12月29日 から翌年 の 1 月 3 日まで	午前 8 時 から午後 10時まで	飛驒市使用料徴 収条例による
飛驒市坂巻公 園野球場	飛驒市神岡町 殿234番地 1	無休	12月 1 日 から翌年 の 3 月 31 日まで	午前 6 時 から午後 10時まで	飛驒市使用料徴 収条例による
飛驒市神岡東 グラウン ド	飛驒市神岡町 殿1020番地	無休	12月 1 日 から翌年 の 3 月 31 日まで	午前 6 時 から午後 5 時まで	飛驒市使用料徴 収条例による
飛驒市山田体 育館	飛驒市神岡町 山田2059番地	無休	12月29日 から翌年 の 1 月 3 日まで	午前 8 時 から午後 10時まで	飛驒市使用料徴 収条例による
飛驒市山田グ ラウンド	飛驒市神岡町 山田2059番地	無休	12月 1 日 から翌年 の 3 月 31 日まで	午前 6 時 から午後 5 時まで	飛驒市使用料徴 収条例による
飛驒市河合ブ 営水泳ール	飛驒市河合町 角川91番地	毎週土・日曜日、 8 月 13 日から 15	8 月 26 日 から翌年	午後 1 時 から午後	飛驒市使用料徴 収条例による

プール			日まで	の 7 月 20 日	4 時まで	
				日まで		
宮川プール	飛驒市宮川町西忍1008番地	毎週土・日曜日、8 月 13 日から 15 日まで	8 月 26 日から翌年の 7 月 20 日まで	午後 1 時から午後 4 時まで	飛驒市使用料徴収条例による	
旭ヶ丘プール	飛驒市神岡町殿1052番地 4	毎週土・日曜日、8 月 13 日から 15 日まで	8 月 26 日から翌年の 7 月 20 日まで	午後 1 時から午後 4 時まで	飛驒市使用料徴収条例による	
飛驒かわいスキー場	飛驒市河合町稲越2824番地	無休	滑走可能期間以外 の期間	午前 9 時から午後 5 時まで	飛驒市使用料徴収条例による	

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

飛騨市スポーツ施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行						改正案					
本則・附則 略						本則・附則 略					
別表（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係）						別表（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係）					
名称	位置	休場日	休場期間	使用時間	使用料	名称	位置	休場日	休場期間	使用時間	使用料
飛騨市古川トレーニングセンター	飛騨市古川町沼町233番地1	無休	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時から午後10時まで	飛騨市使用料徴収条例（平成16年飛騨市条例第70号）による	飛騨市古川トレーニングセンター	飛騨市古川町沼町233番地1	無休	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時から午後10時まで	飛騨市使用料徴収条例（平成16年飛騨市条例第70号）による
飛騨市古川町森林公園	運動場 キャンプ場 林間広場 テニスコート	飛騨市古川町信包733番地1	12月1日から翌年の3月31日まで	午前6時から午後10時まで		飛騨市古川町森林公園	運動場 キャンプ場 林間広場 テニスコート	無休	12月1日から翌年の3月31日まで	午前6時から午後10時まで	飛騨市使用料徴収条例による
サイクリングロード	起点 飛騨市古川町信包180番地先 終点 飛騨市古川	12月1日から翌年の3月31日まで		規定なし	無料	サイクリングロード	起点 飛騨市古川町信包180番地先 終点 飛騨市古川	無休	12月1日から翌年の3月31日まで	規定なし	無料

資料

[illegible]

資 料

ゲートボール場	川町杉崎621番地2	から翌年の3月31日まで	ら午後5時まで		ゲートボール場	川町杉崎621番地2		から翌年の3月31日まで	ら午後5時まで	料徴収条例による
飛騨市元田体育館	飛騨市河合町元田11番地4	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時から午後10時まで		飛騨市元田体育館	飛騨市河合町元田11番地4	無休	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時から午後10時まで	飛騨市使用料徴収条例による
飛騨市角川体育館	飛騨市河合町角川974番地2	12月1日から翌年の3月31日まで			飛騨市角川体育館	飛騨市河合町角川974番地2	無休	12月1日から翌年の3月31日まで	午前8時から午後10時まで	飛騨市使用料徴収条例による
飛騨市稲越健康管理センター	飛騨市河合町稲越2919番地	12月29日から翌年の1月3日まで			飛騨市稲越健康管理センター	飛騨市河合町稲越2919番地	無休	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時から午後10時まで	飛騨市使用料徴収条例による
飛騨市角川屋内運動場	飛騨市河合町角川351番地1				飛騨市角川屋内運動場	飛騨市河合町角川351番地1	無休	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時から午後10時まで	飛騨市使用料徴収条例による
飛騨市稲越運動広場	飛騨市河合町稲越2922番地	12月1日から翌年の3月31日まで	午前6時から午後10時まで		飛騨市稲越運動広場	飛騨市河合町稲越2922番地	無休	12月1日から翌年の3月31日まで	午前6時から午後10時まで	飛騨市使用料徴収条例による
飛騨市羽根運動広場	飛騨市河合町上ヶ島115番地2		午前6時から午後5時まで		飛騨市羽根運動広場	飛騨市河合町上ヶ島115番地2	無休	12月1日から翌年の3月31日まで	午前6時から午後5時まで	飛騨市使用料徴収条例による
飛騨市元田運動広場	飛騨市河合町元田		午前6時から午後10時まで		飛騨市元田運動広場	飛騨市河合町元田	無休	12月1日から翌年	午前6時から午後10時	飛騨市使用料徴収条例

資 料

		2 番地 6			まで				の 3 月 31 日まで	まで	による
飛騨市角川グラウンド	飛騨市河合町角川 974 番地 2								12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで	午前 6 時から午後 5 時まで	飛騨市使用料徴収条例による
飛騨市角川ゲートボール場	飛騨市河合町角川 429 番地 2 他				午前 6 時から午後 5 時まで						
飛騨市角川ゲートボールクラブハウス	飛騨市河合町角川 432 番地										
飛騨市宮川スポーツセンター	飛騨市宮川町西忍 415 番地 1				午前 6 時から午後 10 時まで				12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで	午前 6 時から午後 10 時まで	飛騨市使用料徴収条例による
飛騨市宮川山田村広場施設	グ ラ ウ ン ド テ ニ ス コ ー ト	飛騨市宮川町打保 606 番地			午前 6 時から午後 5 時まで				12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで	午前 6 時から午後 5 時まで	飛騨市使用料徴収条例による
飛騨市宮川	飛騨市宮				午前 6 時から午後 10 時まで						
12 月 29 日	午前 8 時か										
飛騨市角川グラウンド	飛騨市河合町角川 974 番地 2								無休		
飛騨市角川ゲートボール場	飛騨市河合町角川 429 番地 2 他										
飛騨市角川ゲートボールクラブハウス	飛騨市河合町角川 432 番地										
飛騨市宮川スポーツセンター	飛騨市宮川町西忍 415 番地 1				午前 6 時から午後 10 時まで				12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで	午前 6 時から午後 10 時まで	飛騨市使用料徴収条例による
飛騨市宮川山田村広場施設	グ ラ ウ ン ド テ ニ ス コ ー ト	飛騨市宮川町西忍 415 番地 1			午前 6 時から午後 5 時まで				12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで	午前 6 時から午後 5 時まで	飛騨市使用料徴収条例による
飛騨市宮川	飛騨市宮										
12 月 29 日	午前 8 時か										
飛騨市宮川	飛騨市宮								無休		
12 月 29 日	午前 8 時か										

資 料

アリーナ	川町西忍 1004番地		から翌年 の1月3 日まで	ら午後10時 まで		アリーナ	川町西忍 1004番地		から翌年 の1月3 日まで	ら午後10時 まで	料徴収条例 による
飛騨市坂下 体育館	飛騨市宮 川町桑野 61番地					飛騨市坂下 体育館	飛騨市宮 川町桑野 61番地	無休	12月29日 から翌年 の1月3 日まで	午前8時か ら午後10時 まで	飛騨市使用 料徴収条例 による
飛騨市坂下 グラウンド			12月1日 から翌年 の3月31 日まで	午前6時か ら午後10時 まで		飛騨市坂下 グラウンド	飛騨市宮 川町桑野 61番地	無休	12月1日 から翌年 の3月31 日まで	午前6時か ら午後5時 まで	飛騨市使用 料徴収条例 による
飛騨市Eボ ート施設	飛騨市宮 川町林578 番地1			午前9時か ら午後5時 まで	無料	飛騨市Eボ ート施設	飛騨市宮 川町林578 番地1	無休	12月1日 から翌年 の3月31 日まで	午前9時か ら午後5時 まで	無料
飛騨市大無 雁広場	飛騨市宮 川町大無 雁71番地 3			午前6時か ら午後10時 まで	飛騨市使用 料徴収条例 による	飛騨市大無 雁広場	飛騨市宮 川町大無 雁71番地 3	無休	12月1日 から翌年 の3月31 日まで	午前6時か ら午後5時 まで	飛騨市使用 料徴収条例 による
飛騨市種蔵 広場	飛騨市宮 川町巢之 内66番地 1					飛騨市種蔵 広場	飛騨市宮 川町巢之 内66番地 1	無休	12月1日 から翌年 の3月31 日まで	午前6時か ら午後5時 まで	飛騨市使用 料徴収条例 による
飛騨市サ ン・ビレッ ジ神岡	飛騨市神 岡町麻生 野280番地 1	無休	12月29日 から翌年 の1月3 日まで	午前8時か ら午後10時 まで		飛騨市サ ン・ビレッ ジ神岡	飛騨市神 岡町麻生 野280番地 1	無休	12月29日 から翌年 の1月3 日まで	午前8時か ら午後10時 まで	飛騨市使用 料徴収条例 による
飛騨市桜ヶ 丘体育館	飛騨市神 岡町桜ヶ					飛騨市桜ヶ 丘体育館	飛騨市神 岡町桜ヶ	無休	12月29日 から翌年	午前8時か ら午後10時	飛騨市使用 料徴収条例

資料

		丘 1 番地						の 1 月 3 日まで	まで	による
飛 騨 市 釜 崎 社会体育館	飛 騨 市 神 岡 町 釜 崎 836番地 1							12月 29 日 から翌年 の 1 月 3 日まで	午前 8 時 か ら 午後 10 時 まで	飛 騨 市 使用 料 徴 収 条 例 による
飛 騨 市 釜 崎 屋内ゲート ボール場	飛 騨 市 神 岡 町 釜 崎 374番地 1							12月 29 日 から翌年 の 1 月 3 日まで	午前 8 時 か ら 午後 10 時 まで	飛 騨 市 使用 料 徴 収 条 例 による
飛 騨 市 坂 巻 公園野球場	飛 騨 市 神 岡 町 殿 234 番地 1		12月 1 日 から翌年 の 3 月 31 日まで	午前 6 時 か ら 午後 10 時 まで				12月 1 日 から翌年 の 3 月 31 日まで	午前 6 時 か ら 午後 10 時 まで	飛 騨 市 使用 料 徴 収 条 例 による
飛 騨 市 神 岡 東グラウン ド	飛 騨 市 神 岡 町 殿 1020番地			午前 6 時 か ら 午後 5 時 まで				12月 1 日 から翌年 の 3 月 31 日まで	午前 6 時 か ら 午後 5 時 まで	飛 騨 市 使用 料 徴 収 条 例 による
飛 騨 市 山 田 体育館	飛 騨 市 神 岡 町 山 田 2059番地		12月 29 日 から翌年 の 1 月 3 日まで	午前 8 時 か ら 午後 10 時 まで				12月 29 日 から翌年 の 1 月 3 日まで	午前 8 時 か ら 午後 10 時 まで	飛 騨 市 使用 料 徴 収 条 例 による
飛 騨 市 山 田 グラウンド			12月 1 日 から翌年 の 3 月 31 日まで	午前 6 時 か ら 午後 10 時 まで				12月 1 日 から翌年 の 3 月 31 日まで	午前 6 時 か ら 午後 5 時 まで	飛 騨 市 使用 料 徴 収 条 例 による
飛 騨 市 河 合 プール	飛 騨 市 河 合 町 角 川 91番地	毎週土・日 曜日、8月 13 日 から	8 月 26 日 から翌年 の 7 月 20 日まで	午後 0 時 か ら 午後 3 時 まで				8 月 26 日 から翌年 の 7 月 20 日まで	午後 1 時 か ら 午後 4 時 まで	料 徴 収 条 例 による
飛 騨 市 河 合 プール	飛 騨 市 河 合 町 角 川 91番地	毎週土・日 曜日、8月 13 日 から	8 月 26 日 から翌年 の 7 月 20 日まで	午後 0 時 か ら 午後 3 時 まで				8 月 26 日 から翌年 の 7 月 20 日まで	午後 1 時 か ら 午後 4 時 まで	料 徴 収 条 例 による

資 料

プ ー ル			15日まで	日まで		
プ ー ル	宮川 プ ー ル	飛驒市宮 川町西忍 1008番地			午前11時30 分から午後 3時まで	
	旭ヶ 丘プ ー ル	飛驒市神 岡町殿 1052番地 4	毎週月曜 日(ただ し、当該月 曜日が祝 日に当た る時はそ の翌日)、 8月13日 から15日 まで		午後1時か ら午後4時 まで	
飛驒かわい スキー場		飛驒市河 合町稲越 2824番地	シーズン 中は無休	シーズン 中は無休	午前9時か ら午後5時 まで	飛驒市使用 料徴収条例 による
プ ー ル	宮川 プ ー ル	飛驒市宮 川町西忍 1008番地	毎週土・日 曜日、8月 13日から 15日まで		8月26日 から翌年 の7月20 日まで	午後1時 から午後 4時まで 飛驒市使用 料徴収条例 による
	旭ヶ 丘プ ー ル	飛驒市神 岡町殿 1052番地 4	毎週土・日 曜日 、 8月13日 から15日 まで		8月26日 から翌年 の7月20 日まで	午後1時か ら午後4時 まで 飛驒市使用 料徴収条例 による
飛驒かわい スキー場		飛驒市河 合町稲越 2824番地	無休	滑走可能 期間以外 の期間	午前9時か ら午後5時 まで	飛驒市使用 料徴収条例 による

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
担当部	教育委員会事務局
提案理由	飛騨市スポーツ施設の廃止等に伴う改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	【改正の趣旨及び内容】 (1) スポーツ施設の廃止 飛騨市角川ゲートボール場、飛騨市角川ゲートボールクラブハウス及び飛騨市宮川山村広場施設は、現在利用者もなくスポーツ施設としての機能を果たしていないことから廃止するもの。 (2) スポーツ施設夜間利用の見直し 夜間利用がない照明設備撤去済施設の使用終了時間を、午後10時から午後5時までで改正するもの。 (3) 施設個々の休場日、休場期間、使用時間、使用料の表記 施設個々の改正に対応するため、休場日、休場期間、使用時間、使用料について、個別に表記を行うもの。 (4) 飛騨市営水泳プールの休場日、使用時間を使用実態に合わせ、改正するもの。 (別表関係)
市民への影響等	特になし
施行日	令和7年4月1日
備考	